

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

宇部市の地勢は、山口県の南西部に位置し、東は山口市、北は美祢市、西は山陽小野田市に接している。

[地形]

北部は中国山脈の丘陵性山地をなし、南部は緩やかな丘陵となっており、河川は厚東川及び有帆川水系が南流し、周防灘に及んでいる。海岸は、主に人工海岸が広がっている。

東部は、隆起海岸が見られ、緩やかな起伏ある台地が広がっている。一方西部は、厚東川河口域右岸に厚南平野が広がり、天井川の感がある。

[地質]

北部一帯は、中生代各種火成岩類が複雑に分布し、中部地帯は中生代黒雲母花崗岩が分布している。東部地帯は、丘陵を広く覆う洪積層である吉南層群が主体で、宇部層群は各地区に分布している。また、厚東川を中心に南部一帯は粘土、砂礫よりなる新生代沖積層より成っている。楠地域においては、市の最高峰である標高459mの荒滝山をはじめ、標高458.6mの日ノ岳等比較的高い山が集中している。

[気象]

瀬戸内気候であり温暖であるが、梅雨期の降水量が年間降水量の3割を占め、全国的に見ても雨季がはっきりしているのが特徴である。

年平均気温は16.8度(2019年)で、降水量は年平均値1,518.6mmと県内では少雨地域である。(平均値は、1981～2010年の観測値によるもの。)

上記の環境から想定される当所管内の災害リスクは、下記のとおりである。

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによる当所が立地する地域においては、洪水による浸水被害は予想されていない。しかしながら、当市に流れる厚東川・有帆川・真締川水系のうち、厚東川が流れる厚南・黒石・原地区地域においては3～5m、西宇部地区の一部では5～10mの浸水被害が予想される。

中心市街地周辺では0.5～3mの浸水が予測される区域もあり、また、上流ではわずかであるが5～10mの浸水が予測され、家屋倒壊等氾濫想定区域がある(採石場を除く)。

(高潮：高潮ハザードマップ)

高潮ハザードマップによると、中心市街地においては、約50%の範囲で4～5mの浸水が予想される。地域最大の医療機関である山口大学医学部附属病院も当該地域に属している。

(土砂災害：ハザードマップ)

宇部市の土砂災害警戒区域は、770箇所あるものの、山間部の小野地区などが多く、事業者数

は少ない。事業所が多い南部の地域は、土砂災害警戒区域はあるものの、該当する事業者数は限られている。

(地震：J - SHIS)

2019年基準の地震ハザードカルテによると、宇部市の中心市街地においては、今後30年間の間に、震度6強以上の超過確率0.7%、6弱以上4.2%、5強以上18.5%、5弱以上56.2%となっている。

(宇部市ゆれやすさマップ)

宇部市では、市内とその周辺において、8つの活断層が存在していると言われている。宇部市ゆれやすさマップによると、海沿いの工業地域において、震度6強以上が予想され、多くの事業所に影響がでると予想される。南海トラフ巨大地震では、最大で震度5強の揺れが想定され、また、丸尾港で3.2m（うち津波波高1.6m）、宇部港で2.9m（うち津波波高1.0m）の最高津波水位が想定されている。

(津波ハザードマップ)

津波ハザードマップによると、宇部市内に4m以上の浸水区域はないが、厚東川の下流周辺では、2.0m以上3.0m未満の浸水域が想定される区域も多く、厚南・黒石・原地区においては50%以上の範囲で浸水が想定され、藤山地区においても広い範囲で浸水が想定される。

(その他)

宇部市では、過去に大雨による水害に何度か見舞われてきた。特に、平成5年の台風5号では、床上浸水84棟、床下浸水1,272棟、平成7年の台風14号では、琴芝を中心に床上浸水178棟、床下浸水1,063棟の被害をもたらしている。

また、平成21年7月の中国・九州北部豪雨の際には、最大1時間雨量90.0mm、最大日雨量320.5mmを記録し、宇部市において過去最大の雨量を記録している。

宇部市では、過去の状況から、時間雨量30.0mm、日雨量100.0mm以上で被害が出始めることが多い。

なお、当所管内の地理的要因に関わらず、下記の事項については当市の市民や事業者に大きな影響を与えることを想定している。

(感染症)

新型インフルエンザは、10～40年周期で出現して世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

## (2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 6,598事業者
- ・ 小規模事業者数 4,463事業者

※平成26年経済センサス基礎調査より くすのき商工会管内事業者を除く

【内訳】

| 業 種  |            | 事業所数  | 小規模事業者数 | 備考（事業者の立地状況等） |
|------|------------|-------|---------|---------------|
| 商工業者 | 建設業        | 668   | 637     | 地域内に広く分布      |
|      | 製造業        | 355   | 272     | 地域内に広く分布      |
|      | 卸・小売業      | 1,838 | 1,180   | 南部、西部に多い      |
|      | 宿泊・飲食サービス業 | 835   | 523     | 南部、東部、西部に多い   |
|      | その他        | 2,902 | 1,851   | 地域内に広く分布      |
| 合 計  |            | 6,598 | 4,463   |               |

### （３）これまでの取組

#### １）当市の取組

##### ・防災計画の策定

当市では、自然災害等発生時の対応として下記の3つの計画を策定して備えている。

「宇部市地域防災計画」

市が県、防災関係機関と連携して実施すべき予防・応急・復旧・復興に至る業務を総合的に示す計画として策定。毎年内容を見直し、防災会議の承認を経て更新している。

「宇部市業務継続計画」

市が優先して取り組むべき業務を選定し、それらの業務を継続できる体制を構築しておくことが必要であるため、宇部市防災基本条例第19条に基づき、平成26年4月に策定。

「宇部市災害時受援計画」

災害時に外部からの応援を円滑に受入れ、その支援を最大限活用して早期復旧を図るため、あらかじめ、応援を必要とする業務や受入体制などを具体的に定めておくことが必要であることから、平成29年5月に策定。

##### ・防災訓練の実施

毎年「宇部市総合防災訓練」を実施している。今年度は、防災意識の向上や大規模災害時の「自助・共助」の重要性について再確認することを目的として新川・鶴の島・藤山地区で実施した。

##### ・災害備蓄物資の整備

備蓄物資は、各地区の拠点避難所である市民センター・ふれあいセンターや小中学校等の多数の収容者が見込まれる避難所や、防災倉庫（学校給食センター）などに集中的に備蓄している。また、災害発生時の協力に関し、民間企業等と協定を締結している。

##### ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、平成26年6月に策定。

#### ２）当所の取組

##### ・事業者 BCP に関する国の施策の周知

##### ・事業者 BCP 策定セミナーの開催

2016年(平成28年) 工業部会「熊本地震から考える非常時に備える BCP」

2016年(平成28年) 情報サービス部会「事業継続計画（BCP）への取り組み方」

2017年(平成29年) 理財部会「海外危機管理対策」

- ・外部の事業継続計画（BCP）研修会等への参加
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・日本商工会議所を通じた被災商工会議所への人的支援

## II 課題

当市では、これまで災害による大きな被害を受けたことがほとんどがない。また、感染症等も大きな被害を受けたことがなく、災害等リスクに対する認識が薄く、緊急時の具体的取り組みに対して知識は浅い。現況においては、以下の課題が挙げられる。

### ①事業者 BCP の必要性の認識不足

当所の企業支援業務時や会報・ホームページなどを通じ、BCP 策定等の情報提供を行っているが、事業者からの問い合わせはほとんどない。また、個別経営支援においても BCP 策定についての相談はほとんどない。新型コロナウイルス感染症の影響で、事業の見通しが立たない状況に直面した事業者からの相談は非常に増加したが、それでも以後の BCP の相談がない状況である。

### ②災害及び新型ウイルス感染症等発生時の地域事業者との状況確認

平時においては、会員事業とのコミュニケーションは、対面以外に TEL・FAX に加え E-mail やホームページを利用して各職員ごとに行っている。しかしながら、災害等発生時には「どの職員が・事業者に対して・どんな手段で」連絡を取るかが定まっていない。また、会員事業所以外の地区内事業所への連絡機能はほぼ無いに等しい。

### ③関係機関との不十分な連携

当市など他機関と連携することとしているが、具体的に「どの部署との情報を共有し、どのような手段で連絡を取り合うか」など詳細な部分が定まっていない。これは、これまでに大きな災害等がなく実運用したことがないため、関係機関との連携が曖昧になっている。

### ④事業者 BCP 策定支援への人材不足

当所経営指導員の中でも、リスクマネジメントに関する知識を有する者は少ない。そのため、事業者 BCP の策定支援や導入提案を行う機会も少ない状況となっている。また、当所自体の BCP も確立されておらず、災害等発生に伴う緊急時の取り組みについて理解している職員は極わずかで、職員全員が認識していないため、結果として支援機関であるにも関わらず事業継続計画への関心が低い。

### ⑤新型ウイルス感染症等に対する知識と準備不足

これまでは、消毒液やマスクなどの衛生用品の備蓄や非対面を想定した業務への対応が不十分であった。特に後者については、IT 分野に関する苦手意識が要因となっていることが支援業務の中で明らかとなっている。

### Ⅲ 目標

事業継続力強化計画策定支援件数を10～15件／年とし、上記課題を解決するための各取り組み内容の目標は以下のとおりである。また、当計画を実行することで宇部市内事業者の事業継続力強化計画認定数を30／年を実現することを目指す。なお、事業継続力強化支援事業で取り組む項目の目標は下記のとおりである。

#### ①事業者 BCP の必要性の認識不足

- ・広報用基本原稿の作成 令和3年度上半期に作成。以後、年1回内容の見直しを実施。
- ・リーフレットの作成 3年に1回の頻度で印刷（発行予定部数5,000部）
- ・会報や当所ホームページでの広報 四半期に1回の頻度で実施。
- ・市報「広報うべ」での広報 1年に1回の頻度で実施。
- ・啓蒙セミナーの開催 参加者数20社／回、1年に1回の頻度で実施。
- ・計画作成セミナーの開催 参加者数10社／回、1年に1回の頻度で実施。

#### ②災害及び新型コロナウイルス感染症等発生時の地域事業者との状況確認

- ・取組状況確認シートの作成 令和3年度上半期に作成。
- ・被災状況確認シートの作成 令和3年度下半期に作成。
- ・取組及び被災状況確認方法の決定 令和3年度中に決定。
- ・訓練の実施 2年に1回の頻度で実施。

#### ③関係機関との不十分な連携

- ・当市との情報交換会議の開催 1年に1回の頻度で実施。議事録を必ず残す。
- ・発災時の情報交換手段の決定 令和3年度中に決定。
- ・専門家との連携体制（情報収集） 随時行う。

#### ④事業者 BCP 策定支援への人材不足

- ・ワーキングチームの設置 令和3年度当初に発足。

#### ⑤新型コロナウイルス感染症等に対する知識と準備不足

- ・これまでの事業者 BCP は、自然災害をハイライトした視点で認識されていることが多いが、本計画では新型コロナウイルス感染症等についても事業存続の重大なリスクを含む事項として捉えて、周知活動や対策に取り組む。

※ その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と当市、また関係機関との間で、日ごろから連携をとり、役割分担や体制を各々が把握し、以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

① 広報ツールの作成

- ・各種メディアやツールを活用した周知活動を行うために、情報をまとめた基本的な発信情報を整理する。
- ・窓口や対面での周知用にリーフレットを作成し、会報やホームページ用に基本原稿を作成しておく。
- ・内容には、事業継続力強化計画の制度とリスクファイナンスを中心として構成する。
- ・災害リスクを周知するために、宇部市ハザードマップの入手先を掲載する。
- ・自然災害だけでなく、新型コロナウイルス感染症等の対策や準備についても掲載する。
- ・当所や当市窓口のみならず、山口県、日本商工会議所、山口県商工会議所連合会と包括連携協定を結んでいる保険会社も問い合わせ窓口として構成する。

② 当所会報や SNS・ホームページ、市報を活用した広報活動

- ・当所で毎月発行している会報にて、記事の掲載やチラシ折込等で会員宛に紹介し、ホームページ・SNS でも同様に掲載する。
- ・上記方法は、会員以外の管内小規模事業者へアプローチが弱いとため、市報「広報うべ」に記事掲載して周知する。

③ 窓口・巡回相談の活用

- ・経営指導員をはじめとした当所職員が顧客対応する際に、作成したリーフレットや中小企業庁が作成する冊子等を利用し、災害等のリスクやその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。また、作成したリーフレットは当所窓口にも設置する。
- ・災害リスクの周知と同様に、新型コロナウイルス感染症等に関して、事業継続に向けた環境を整備するための支援策等の情報提供に加え、日本商工会議所が各地商工会議所向けに示す感染拡大防止ガイドラインなど参考情報として提供する。

④ 啓蒙セミナーの開催

- ・専門家を招き、BCP に関するセミナーを開催し、災害等による自社が被るリスクや事業継続のためのリスク対策の必要性を周知し、災害等リスクについての関心を高める。また、同時に事業継続力強化計画の制度についても周知する。
- ・IT 利活用は BCP 運用に効果的であるため、災害等リスクの周知と合わせて災害時の TPO に応じた IT 利活用策も周知する。

⑤ 当所職員への周知

- ・上記①で作成した原稿などを活用して、当所職員に対しても小規模事業者の BCP の必

要性を周知し、本計画の内容を共有して災害時の体制・役割を整備し、職員に災害時の対応を周知する。

## 2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

令和2年10月に新型コロナウイルス感染症等対応マニュアルを作成。BCP については、平成29年に素案を作成して以後、内容を精査中と不完全な状態である。

### ①ワーキングチームの設置

- ・専門家を交えて当所職員でワーキングチームを設置して、上記の素案のブラッシュアップを図る。活動を通じて当所職員の事業継続力強化計画作成支援スキルの向上も図る。
- ・発災時の当所の役割や情報収集ルールを明確にして、発災時における小規模事業者の相談窓口として機能する体制を構築する。
- ・まずは、事業継続力強化計画に準じて当所の計画を作成する。その後、より具体的なBCP策定を検討する。

### ②被災状況確認シートの作成

- ・発災後、迅速に事業者の被災状況等の情報収集ができるように、上記ワーキングチームにおいて確認シートを作成する。
- ・当市との情報共有時に必要となる「被害規模の基準」に関わる項目は必ず確認できるようにしておく。
- ・作成したシートは、紙、データなど複数媒体で準備しておき、WEB フォームの事前準備（発災時までは非公開でアップロード）しておく。

## 3) 関係団体等との連携

### ①発生時の情報交換手段の決定

- ・各関係機関と協議して、発生時に有用である情報交換手段をリスト化し、優先順位をつける。なお、毎年見直してその時に一番有用な手段を活用する。

### ②専門家との連携体制の構築

- ・保険会社から、セミナー等開催時の講師派遣やリスクファイナンス及び具体的保障内容に関する専門家相談対応ができる体制を整える。
- ・山口県、日本商工会議所、山口県商工会議所連合会が包括連携協定を結んでいる保険会社と連携する。（なお、日商関連保険を取り扱う損害保険会社を主に連携する。）
- ・山口県よろず支援拠点や山口県中小企業診断協会などの中小企業支援機関と連携して、事業継続力強化計画や事業者BCPの作成支援ができる専門家の情報を収集し、同時に活用できる専門家派遣制度を調査して具体的な計画策定に取り組み易い環境を整える。

## 4) フォローアップ

### ①当市との情報交換会議の開催

- ・当市産業経済部産業政策課との連携を密にするため情報交換会議を開催し、発災時の具体的な連携方法を検討する。
- ・発災時に宇部市が行政機関として事業者に行う支援内容やそれらを制定する際に必要な

情報の項目を明確にする。

- ・会議の内容は議事録を残して共有する。

#### ②小規模事業者の取組状況確認シートの作成

- ・中小企業庁の中小企業 BCP 策定運用指針に定められている BCP 取組状況チェックリストを基に、小規模事業者の BCP 等に関する現状確認シートを作成する。なお、状況の変化に応じて、見直し等を行う。
- ・情報管理のため、事業所名、事業所コード、回答日などの項目を追加。また、リスクファイナンス、特に保険加入状況などの項目も追加する。

#### ③非会員事業者のデータ登録

- ・当所の非会員事業所については、情報が充実していないため、窓口・巡回等で得た基本データを事業所管理システムに登録し、小規模事業者の情報収集に取り組む。
- ・特定商工業者の情報も登録し、事前周知や発災時のアプローチ先として充実させる。

#### ④小規模事業者の取組状況確認

- ・上記の取組状況確認シートを用いて小規模事業者の状況を把握する。
- ・確認方法は、FAX 一斉送信、郵送、WEB アンケート、対面など様々な方法で行えるように検討する。
- ・回答内容は、事業所管理システムに添付ファイルとしてアップロードするために、データ様式に再入力して保管する。併せて、検索性を高めるため、リスト管理も行う。
- ・このデータは、以後の相談やセミナーの案内などに活用する。

#### ⑤事業継続力強化計画作成セミナーの開催

- ・関心の高い小規模事業者向けに、専門家を講師とした事業継続力強化計画作成セミナーを開催する。(全3回程度) 計画作成事業者については、併せて認定手続きも進める。

### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱以上）の発生や当所職員に新型コロナウイルス感染症等の感染が確認されたと仮定し、当所と当市の連絡ルート等を確認し、速やかに連絡が取れるようにする。
- ・上記事項に合わせて、当所が地域内事業者の支援拠点としての機能を維持できるようにする。
- ・必要であれば当市との合同訓練も行う。

## < 2. 発災後の対策 >

自然災害等の発生時には、人命の安全確保を最優先とする。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡・対応する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

#### ①安否確認

- ・発災後、安否確認実施責任者が当所連絡網を活用し、各職員の安否確認を行い、結果を集約する。
- ・在宅時や外出時には、導入済みの Microsoft Teams や個人 E-mail、NTT の災害用伝言ダイヤルを利用する。その際、甚大な被害がなく出勤できるものを把握する。

- ・新型コロナウイルス感染症等の拡大が確認された場合は、政府及び山口県並びに当市の対策に基づき、当所作成のマニュアルに沿って対応する。

## 2) 応急対策の方針決定

### ① 宇部市との情報共有

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模、新型コロナウイルス感染症等に関する情報を共有する。具体的には、相互に認識している災害・感染状況を報告するため、当市産業経済部産業政策課と連絡を取り情報を共有する。

#### 〈被害規模の基準〉

|           |                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul> |
| 被害がある     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>                                                          |
| ほぼ被害はない   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>                                                                                                                                                       |

※内容については当市と協議して見直しする。

- ・当市との被害情報の共有については、下記の頻度で実施する。

|         |               |
|---------|---------------|
| 発災後～1週間 | 状況に応じて複数回共有する |
| 1週間～4週間 | 1日に1～2回程度共有する |
| 4週間～    | 必要に応じて共有する    |

### ② 地区内事業者の被災状況確認

- ・上記の被災状況確認シートを用いて実施する。
- ・確認方法は、E-mail での WEB フォームの案内、FAX 送信、TEL 聞き取り調査、実訪調査の優先順位で行う。
- ・TEL 聞き取り調査や実訪調査などは、既存の地区別担当制などを基にして事前に担当割りを決めておく。
- ・確認した方法は、外部との情報共有用にリスト管理をする。また、随時事業所管理システムへの添付ファイルアップロード作業も行う。

### ③ 関係機関への状況報告

- ・山口県経営金融課団体指導班、日本商工会議所総務部、中国地方商工会議所連合会、山口県商工会議所連合会へ被害状況を連絡・報告し、支援が必要な場合は要請する。

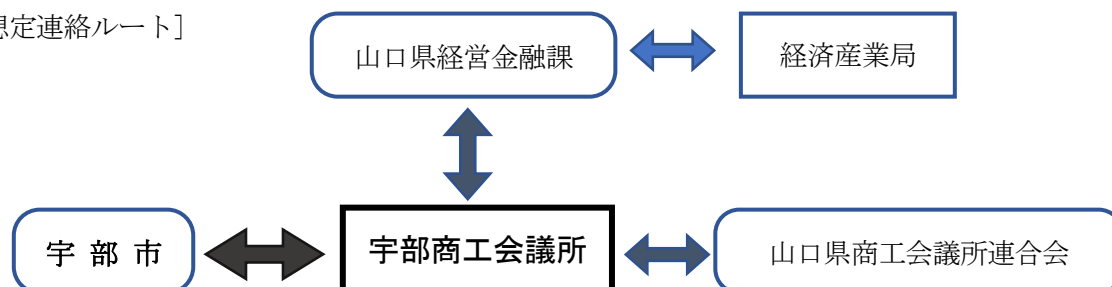
### ③ 相談窓口の設置

- ・安全が確保できる場所に小規模事業者への相談窓口を開設する。
- ・具体的な支援内容は、宇部市の指示に基づいて実施する。

### ＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

当所ルールに準じて、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。なお、当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、予め確認しておく。

[想定連絡ルート]



- ①自然災害等発生時に、管内小規模事業者の被害状況について、当所と当市の情報を迅速に共有する。
- ②当所と当市が共有した被害・新型コロナウイルス感染症等の情報について、速やかに山口県経営金融課へ状況報告（被害状況、被害金額）を行う。
- ③その後、山口県経営金融課より経済産業局へ被害情報を報告する。
- ④当所より、山口県商工会議所連合会へ被害状況について相談・報告する。
- ⑤その他、上記連絡網を通じて、二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

### ＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ①相談窓口の開設方法について、当市と相談する。なお、国の依頼を受けた場や被害状況に応じては、特別相談窓口を開設する。
- ②相談窓口の設置は、安全性が確認された場所に設置する。
- ③地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。その際、事業所へのアンケートを送付やWEB アンケートなども活用して被害状況調査を行う。
- ④応急時に有効な被災事業者施策（国や山口県、市町等の緊急支援制度）について情報収集を行い、地区内小規模事業者等へ当所 WEB サイト等で情報提供を行う。
- ⑤新型コロナウイルス感染症等の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした相談窓口の開設等を行う。

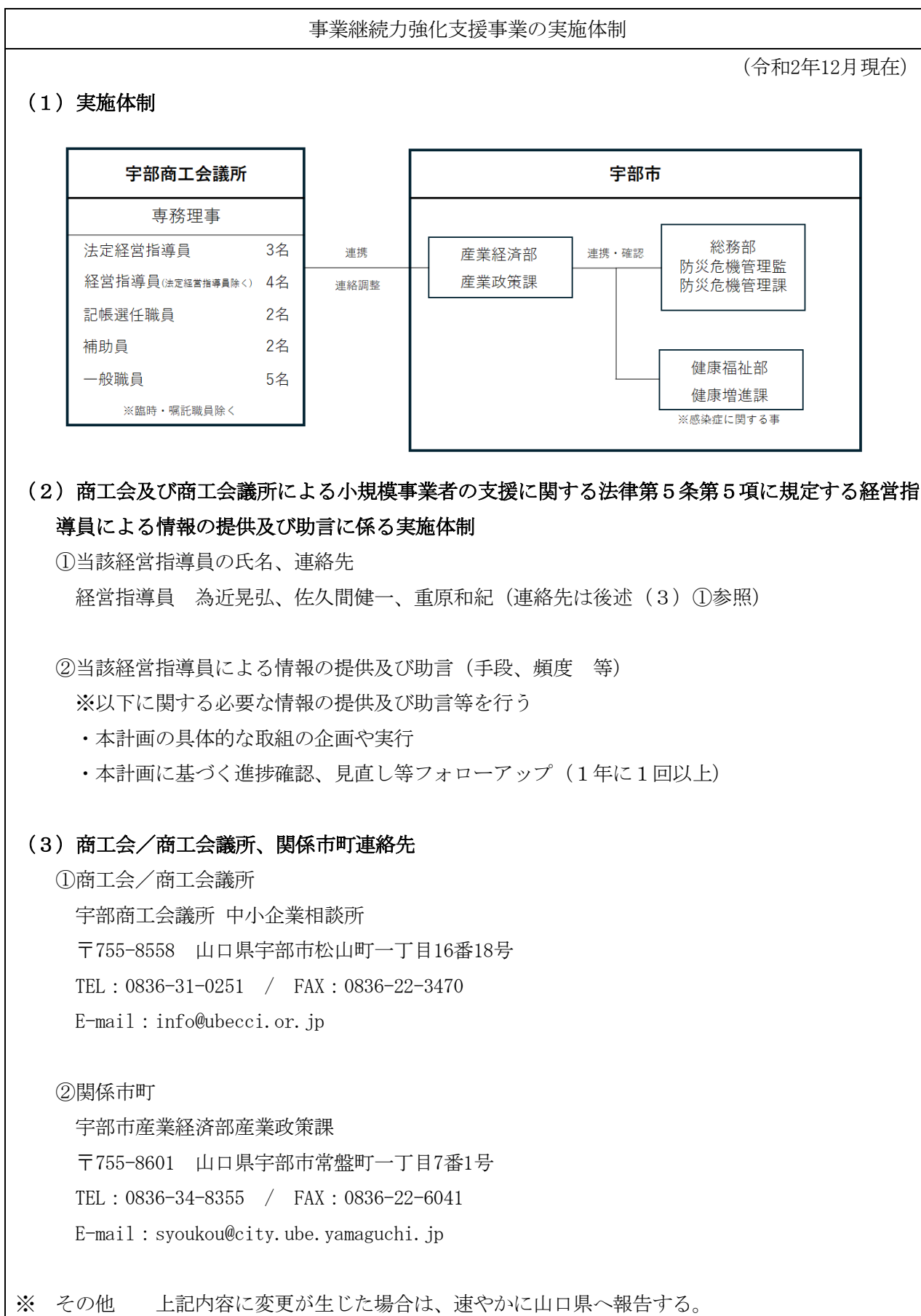
### ＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ①当市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ②被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山口県等に相談する。

※ その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

|              | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額      | 450   | 400   | 400   | 450   | 400   |
| ・ 専門家派遣費     | 300   | 320   | 320   | 320   | 320   |
| ・ セミナー開催費    | 70    | 80    | 80    | 80    | 80    |
| ・ パンプ、チラシ作製費 | 80    | 0     | 0     | 50    | 0     |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法                      |
|---------------------------|
| 山口県補助金、宇部市補助金、会費収入、事業収入 等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

|                                                |
|------------------------------------------------|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所<br>並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
|                                                |
| 連携して実施する事業の内容                                  |
|                                                |
| 連携して事業を実施する者の役割                                |
|                                                |
| 連携体制図等                                         |
|                                                |